平成２６年（フ）第５９号
滋賀県近江八幡市末広町200番地65、店舗所在地滋賀県守山市勝部４－３　１階
破産者　百饅馬力守山店こと　清田　辰幸
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第５８号
兵庫県淡路市大磯９番地５　海友寮101
破産者　坂田　義英
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７２号
広島市佐伯区五日市中央１丁目８番９－205号
破産者　西田　晃子（旧姓永見）
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４２号
愛媛県新居浜市宇高町３丁目11番６号
破産者　大森　　晃
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第１０１号
愛媛県新居浜市西連寺町１－２－431　角野ハイツ101号、住民票上の住所愛媛県新居浜市新須賀町１丁目５番２号
破産者　横山　重利
1　決定年月日　平成27年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３３２６号
愛知県高浜市田戸町５丁目６番地38、住民票上の住所愛知県半田市州の崎町２番地の100
破産者　杉浦　和男
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３７２号
茨城県鉾田市大竹1558番地５
破産者　原田　好男
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４３４号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　10―108
破産者　橋本　知尚
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４３５号
埼玉県坂戸市伊豆の山町11番地　10―108
破産者　橋本千栄子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５６２号
現住所神奈川県秦野市東田原83番地の１、破産開始決定時の住所神奈川県秦野市桜町１丁目６番５号
破産者　田口　義和
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７３号
神奈川県秦野市東田原1041番地の13　渋谷方
破産者　江川　順一
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４３４号
静岡市葵区井宮町117番地
破産者　鈴木　周太
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０８号
静岡市清水区石川本町11番60―３号
破産者　大多和智子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４０９号
静岡市清水区押切1210番地の２　押切西団地２－305
破産者　山本　和惠
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１１号
静岡市清水区船越南町801番地の11
破産者　松井　春夫
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８７４号
愛知県名古屋市中川区荒子２丁目25番地　アメニティ・コーワ103号、従前の住所名古屋市中村区烏森町３丁目73番地の１
破産者　川嵜　浩司
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１３４号
愛知県海部郡大治町大字西條字平ケ野45番地の１グランドールエコー106号、従前の住所名古屋市中村区烏森町３丁目73番地の１
破産者　川嵜　絹江
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部